

認定権者記載欄


様式第5-(イ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-③)

年 月 日

(宛先) 蕪崎市長

(申請者) 事業所所在地  
商 号  
氏 名 ㊟

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、(売上高の減少・販売数量の減少)(注2)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

(表)


※表には、指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

売上高等

(1) 前年の企業全体の売上高等に対する、上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$$\frac{B-A}{D} \times 100 \quad \text{割合} \quad \% \quad \text{※小数点第2位以下切り捨て}$$

A: 申込時点における最近3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 \_\_\_\_\_ 円  
 B: Aの期間に対応する前年の3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 \_\_\_\_\_ 円  
 D: Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(2) 企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{D-C}{D} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \% \quad \text{※小数点第2位以下切り捨て}$$

C: Aの期間の全体の売上高等 \_\_\_\_\_ 円  
 D: Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

申請のとおり相違ないことを認定します。

蕪産第 \_\_\_\_\_ 号  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本認定書の有効期限: 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

(認定者) 蕪崎市長 内 藤 久 夫

(注1) 本様式は、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用する。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

セーフティネット保証5号（イー③）売上高確認表

令和 年 月 日

下記の内容に相違ありません。

(申請者) 事業所所在地  
商号及び氏名  
電話番号

㊦

<表1> 事業が属する業種ごとの最近1年間の売上高

業種		最近1年間の売上高	構成比
番号	業種名		
		円	%
		円	%
		円	%
企業全体の売上高		円	100%

※1：業種欄には、営んでいる事業が属する全ての業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載してください。細分類業種はすべて指定業種に該当することが必要です。

※2：指定業種の売上高を合算して記載することも可能です。

最近3か月間の指定業種に属する事業の売上高

	指定業種の売上高	企業全体の売上高
令和 年 月	円	円
令和 年 月	円	円
令和 年 月	円	円
合計	円【A】	円【C】

最近3か月間の指定業種の属する事業の前年同期の売上高

	指定業種の売上高	企業全体の売上高
令和 年 月	円	円
令和 年 月	円	円
令和 年 月	円	円
合計	円【C】	円【D】

(1) 指定業種に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$$\frac{【B】 \text{円} - 【A】 \text{円}}{【D】 \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

小数点第2位以下切り捨て

(2) 企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{【D】 \text{円} - 【C】 \text{円}}{【D】 \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

小数点第2位以下切り捨て

(注) 認定申請にあたっては、主たる業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。